

令和4年度 第11回農業委員会総会 (5. 2. 20)

開 会 午後2時 小平市役所 3階 庁議室

議 長～ ただいまから、令和4年度・第11回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい
ませんか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 3番 深谷委員、4番 當間委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 1番 申 請 者
2番 申 請 者

以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番及び2番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。
2月15日の午前に7番宮奈委員と6番小林委員で調査を行いました。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

(1番の説明) 7番宮奈委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番宮奈委員～ 2月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、栗が作付
けされており管理において問題ありません。

事 務 局～ 2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

(2番の説明) 7番宮奈委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番宮奈委員～ 2月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、畑として
管理の問題はありません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上2件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議長～ 3番 申請者
4番 申請者
5番 申請者
6番 申請者
7番 申請者
8番 申請者

以上6件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 3番から8番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。
2月15日の午前に7番宮奈委員と6番小林委員、午後に8番吉沢委員と3番深谷委員で調査を行いました。

3番
現地案内図は、3ページ及び4ページ、3番です。
8番吉沢委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番吉沢委員～ 2月15日、3番深谷委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、柑橘類が作付けされており、問題ありません。

事務局～ 4番
現地案内図は、5ページ、4番です。
8番吉沢委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番吉沢委員～ 2月15日、3番深谷委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ウメ等が作付けされており、問題ありません。

事務局～ 5番
現地案内図は、6ページ、5番です。
7番宮奈委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番宮奈委員～ 2月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、多品目の野菜が作付けされており、問題ありません。

事務局～ 6番
現地案内図は、7ページ、6番です。
7番宮奈委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番宮奈委員～ 2月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、多品目の野菜が作付けされており、問題ありません。

事務局～ 7番
現地案内図は、8ページ、7番です。
8番吉沢委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番吉沢委員～ 2月15日、3番深谷委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、畑として適正に管理されており、問題ありません。

事務局～ 8番
現地案内図は、9ページ、8番です。
7番宮奈委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番宮奈委員～ 2月15日、6番小林委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、畑として適正に管理されており、問題ありません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上6件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

議長～ 以上が今月の議案でございます。
次に、1月11日から2月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議長～ 9番 申請者
10番 申請者

以上2件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 9番
現地案内図は、10ページ、9番です。
転用目的は専用住宅、共同住宅及び公衆用道路です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

10番

現地案内図は、11ページ、10番です。

転用目的は店舗です。所有者への意思確認は事務局で行い、現地調査につきまして、2番中島委員へお願いいたしましたところ、現況は畑と報告いただきました。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を2月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長～

11番 譲受人

譲渡人

12番 譲受人

譲渡人

13番 譲受人

譲渡人

14番 譲受人

譲渡人

15番 譲受人

譲渡人

16番 譲受人

譲渡人

17番 譲受人

譲渡人

18番 譲受人

譲渡人

以上8件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 11番

現地案内図は12ページ、11番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

1 2 番

現地案内図は1 3 ページ、1 2 番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は宅地と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、過去に転用届けがあり、今回は再転用となるため理由書を添付していただきました。

1 3 番

現地案内図は1 4 ページ、1 3 番です。

転用目的は公衆用道路で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は公衆用道路と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、過去に転用届けがあり、今回は再転用となるため理由書を添付していただきました。

1 4 番

現地案内図は1 5 ページ、1 4 番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

1 5 番

現地案内図は1 6 ページ、1 5 番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は宅地と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実がありましたので、農地法の届け出を怠らないよう注意し、理由書を添付して頂きました。

1 6 番 1 7 番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

1 6 番

1 7 番

現地案内図は1 7 ページ、1 6 番及び1 7 番です。

1 6 番の転用目的は専用住宅で、1 7 番の転用目的は雑種地です。権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

1 8 番

現地案内図は1 8 ページ、1 8 番です。

転用目的は専用住宅及び資材置場で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上8件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を1月25日、2月3日及び2月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて2件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

19番

20番

各物件における所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。

以上でございます。

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。